

# 総務協議会協議事項

〔 日時 令和4年8月19日(金)  
午前10時  
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸ポータルミュージアム条例の一部改正（案）の概要について
- 2 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
- 4 八戸市市税条例等の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について
- 6 小・中学校冷房設備設置事業について

## 八戸ポータルミュージアム条例の一部改正(案)の概要について

### 1 改正の理由

令和5年4月1日から休館日が月1回から週1回となることに伴うカフェ及びショップの営業日数の減少を考慮し、それぞれの使用料を引き下げたためのものである。

### 2 改正の内容

#### (1) カフェの使用料の改定

基本使用料を減少する営業日数分の使用料に相当する額を差し引いた額とする。

#### (2) ショップの使用料の改定

休館日の増がショップの経営に与える影響を踏まえて、基本使用料と売上歩合使用料の両者を合わせた全体の使用料に関する総合的な見直しを行う。

現 行			改正案		
区分	基本使用料 (月額)	売上歩合使用料 (月額)	区分	基本使用料 (月額)	売上歩合使用料 (月額)
カフェ	<u>80,000 円</u>	—	カフェ	<u>72,000 円</u>	—
ショップ	<u>92,180 円</u>	月間売上額から <u>1,152,370 円</u> を控 除した額の <u>100 分</u> <u>の 8</u> に相当する額	ショップ	<u>90,000 円</u>	月間売上額から <u>1,200,000 円</u> を控 除した額の <u>100 分</u> <u>の 5.5</u> に相当する 額

### 3 施行期日 令和5年4月1日

## 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）の 概要について

### 1 改正の理由

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る国の対応方針を踏まえ、当市においても非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

### 2 主な改正の内容

#### (1) 非常勤職員の育児休業（子の出生後8週間以内）の取得要件緩和

非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合において、「子が1歳6か月に達する日」以降も任期が継続される可能性があるという取得要件について、「子の誕生日から起算して8週間から6月を経過する日」以降も任期が継続される可能性があるという要件に緩和するよう規定を改める。

#### (2) 非常勤職員の子が1歳以上である場合における育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の育児休業の対象期間を子が1歳6か月（又は2歳）に達する日までとする場合において、育児休業の開始日を1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日としている要件を、その翌日以降の日に設定できるよう緩和する等、柔軟な取得を可能とするよう規定を改める。

### 3 施行期日

令和4年10月1日

## 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

### 1 改正の理由

職業安定法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

### 2 改正の内容

職業安定法の一部改正に伴い、八戸市職員退職手当支給条例において引用している、職業安定法の「第4条第8項」を「第4条第9項」に改めるものである。

### 3 施行期日

令和4年10月1日

### 4 処分年月日

令和4年8月9日

## 八戸市市税条例等の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税に係る見直しのほか所要の改正をするためのものである。

### 2 改正の主な内容

#### 《個人市民税》

#### (1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）制度の延長

- ・適用期限について、4年延長し令和7年12月31日までに入居の者を対象とする。
- ・控除期間について、当面の経済状況を踏まえた措置として新築住宅等は現行10年のところ13年とする。

#### 《固定資産税》

#### (2) DV被害者等に係る納税証明書の記載事項に関する規定の整備

不動産登記法の改正により、DV被害者等が登記所に対し支援措置の申出を行った場合、登記所が登記事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する制度が新たに創設された。

これに伴い、市における納税証明書の交付等の際も、DV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する。

### 3 その他

条項ずれなど、所要の改正を行うもの。

### 4 施行期日

- (1) 令和5年1月1日
- (2) 令和6年4月1日

## 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

地方税法等の一部改正（令和4年法律第1号）に伴い、規定の整備をするものである。

### 2 改正の主な内容

#### ◎ DV被害者等に係る証明書等の記載事項に関する規定の整備

##### (1) DV被害者等への支援措置の明確化

固定資産に関する証明書（資産証明等）の交付等を行うことにより、DV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、住所の削除など一定の措置を講じた上で証明書の交付等を行うことができる。

##### (2) DV被害者等が登記所に対し支援の申出を行った場合の対応

不動産登記法の改正により、DV被害者等が登記所に対し支援措置の申出を行った場合、登記所が登記事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する制度が新たに創設された。

これに伴い、市における固定資産に関する証明書（資産証明等）の交付等の際も、DV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する。

### 3 施行期日

(1) 公布の日

(2) 令和6年4月1日

## 小・中学校冷房設備設置事業について

### 1. 事業内容

令和3年度から5年度までに、市内の小・中学校の普通教室・職員室・校長室に冷房設備を設置する。

3年度：23校（小学校15校、中学校8校）

4年度：18校（小学校11校、中学校7校）

5年度：19校（小学校11校、中学校8校）

### 2. 令和4年度工事について

#### (1). 契約件数

10件

（小中学校計18校を3～4校ずつで組み合わせて5つのグループに分け、さらに各グループを機械・電気の2つの工種に分けて契約）

#### (2). 当初工期

令和4年4月～令和4年8月

### 3. 令和4年度工事の工期延長について

#### (1). 変更理由

各教室にエアコンを設置すると使用電力が大幅に増加するため、外の電線から送られてくる電気を学校の規模に合わせて受電・変圧・配電する受変電設備（キュービクル）の改修が必要となる。

この電気設備工事において、新型コロナウイルスの感染拡大による東南アジア諸国のロックダウンやウクライナ紛争の影響により、樹脂製品、半導体・電気電子部品が不足し、キュービクルの改修を工期内に終えることができない見込みとなったため。

機械設備工事においても、キュービクルへの電源接続が完了するまではエアコンの試運転及び調整が実施できないため、電気設備工事が完了する同時期まで延長する。

#### (2). 変更工期

令和4年4月～令和4年9月：2件

～令和4年12月：2件

～令和5年3月：6件